

雑踏警備業務における検定合格警備員の配置の基準 ～検定に合格した警備員の配置の義務化～

警備員等の検定等に関する規則の一部改正（平成20年国家公安委員会規則第22号）に伴い、警備業者が雑踏警備業務を行うときは、検定に合格した警備員を必ず配置しなければなりません。

検定に合格した警備員を配置しなくてはならない基準は、次のとおりです。

配置の基準

- 1 雑踏警備業務を行う場所ごと（当該場所の広さ、当該場所において予想される雑踏の状況、当該雑踏警備業務に従事する警備員の人数及び配置の状況その他の事情により当該雑踏警備業務の実施の適正の確保上当該場所が2以上の区域に区分される場合には、それらの区域ごと）に、1級又は2級検定合格警備員を1人以上

施行日 平成21年6月1日

- 2 1に加え、雑踏警備業務を行う場所（当該場所の広さ、当該場所において予想される雑踏の状況、当該雑踏警備業務に従事する警備員の人数及び配置の状況その他の事情により当該雑踏警備業務の実施の適正の確保上当該場所が2以上の区域に区分される場合に限る。）ごとに、1級検定合格警備員を1人

施行日 平成22年6月1日

警備業務事業者・イベント等主催者の皆さんへ

イベント、祭礼、花火大会、競技、マラソン等の主催者は、イベント等の開催にあたり、雑踏警備を警備事業者に委託する場合は、雑踏事故防止の見地から、警備事業者と綿密な事前の打ち合わせを行い、それに基づいて、検定に合格した警備員を配置する区域を計画書等に指定し、警備業務事業者との間で締結する契約書等に盛り込んでください。

警備事業者は、上記の配置の基準に基づいて、契約書等に指定された区域に、検定に合格した警備員を必ず配置してください。

雑踏警備業務における検定合格警備員の配置基準 (ケース別の配置基準)

考え方

各区域に、区域内の警備員を指導する者として、2級検定合格警備員を1人以上配置する。

一の業者が複数の区域を担当する場合には、複数の区域全体を統括管理する者として、1級検定合格警備員を1人配置する。

～凡例～

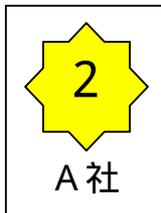


2級(又は1級)
検定合格警備員

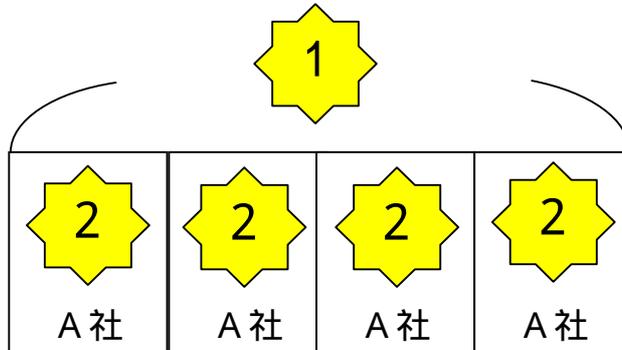
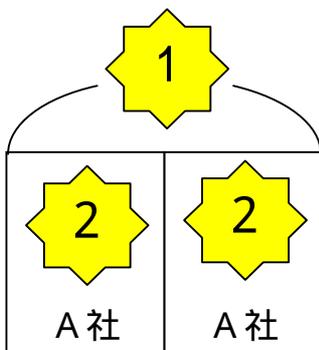


1級検定合格警備員

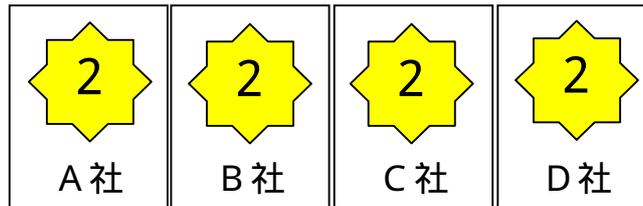
(ケース1) 1業者が1区域で警備を行う場合



(ケース2) 1業者が複数の区域で警備を行う場合



(ケース3) 複数業者がそれぞれ1区域で警備を行う場合



(ケース4) 複数業者が警備を行い、その中に複数区域を担当する業者がある場合

